

垂仁紀の祭祀伝承——石上神宮をめぐる——

遠藤 慶太

はじめに

大和国山辺郡に鎮座する石上神宮は、『延喜式』神名上で「石上坐布都御魂神社」と記され、靈劍フツノミタマを祭神とする。本来は本殿がなく、拝殿の奥には信仰の対象とされる禁足地があつて、明治七年（一八七四）の発掘により劍や玉類が出土した。⁽¹⁾

この石上神宮に関する祭祀伝承は一連のまとまりをもつて『日本書紀』の垂仁紀に掲載され、神社の性格や奉斎する氏族をめぐる議論が重ねられてきた。⁽²⁾

103

垂仁紀は、比較的分量の多い異伝（一云）が特徴的な巻である。小篇では垂仁紀での異伝のありかたを把握しながら、倭王権の時代にさかのぼる石上神宮の祭祀伝承記事について検討をする。ごく初期の倭王権については、文献史学のなかにもその歴史的意義を認める見解があり、⁽³⁾垂仁朝は天皇（大王）の地位に付属した倭屯田^{やまとのみた}（供御田、令制での畿内の官田）が設定されたと伝えられるなど（『日本書紀』仁徳天皇即位前紀）、倭王権の伸張の過程で注目すべき時代である。そこで垂仁紀の祭祀伝承を考察し、あわせて文献史学の立場から四世紀の時代にアプローチすることがど

れだけ有効かを模索したいと考える。

一、垂仁紀の特徴

異伝「一云」の概観

『日本書紀』の性格を考えると、異伝を積極的に採録した姿勢は、『古事記』とは異なる特徴である。よく知られるように神代上・下（神代巻）では一段ある本書のそれぞれに対して、「一書に曰く」と異説を採録している。分註によって列挙される「一書」は『日本書紀』編纂時に存在していた資料であって、原田敏明氏は本書を「一書」をもとにして撰者が立てた「論者の成文」と位置づけた⁽⁴⁾、いいかえると、神代巻の本書とは諸資料の内容を要約して撰者が示した綱文と理解するのである。

『日本書紀』の異伝は編纂資料を列挙したとする考えは、早く山崎闇斎によって唱えられ、『日本書紀』の特質として高く評価されるところであった。闇斎によれば、古い時代の記録・伝承には異説がつきものであるが、『先代旧事本紀』や『古事記』は編纂の過程で異伝を斥けた（一決してこれを成す）。それに対して『日本書紀』は「敢えて取捨せず」、資料を残して後代に伝えたため、「万代の達書」となったと賞賛している。

同じ見方は神社の起源に関する記述の多い崇神紀・垂仁紀についてもいえることで、そのため山崎闇斎は神代巻以外でも『日本書紀』が同じ編纂態度に貫かれていることを示唆し、「皇代紀中、神代の遺言・遺事、ままだ、ままだ現る」と述べている（『風葉集』首巻）。

巻第三（神武紀）以後のいわゆる人皇紀では、神代巻ほど顕著な異伝の掲出はない。例外として巻第六（垂仁紀）では、

「一云」として比較的分量の多い異伝が掲載されている。

①垂仁天皇二年是歳

蘇那曷叱智の来朝、任那と新羅との反目の起源

一云

都怒我阿羅斯等の来朝、弥摩那と新羅との反目

一云

都怒我阿羅斯等と童女、難波・豊国二処の比売語曾社の由来

②垂仁天皇三年春三月

天日槍の来朝と但馬国に藏めた神宝七物

一云

天日槍の来朝と神宝八物・但馬入り、天日槍から田道間守までの系譜

③垂仁天皇二十五年三月

倭姫命による天照大神の奉斎、五十鈴川上への鎮座

一云

丁巳年十月甲子の天照大神の遷座、大倭直の祖による大倭大神の奉斎

④垂仁天皇三十九年十月

五十瓊敷命による剣一千口の奉造、石上神宮の神宝の管掌

一云

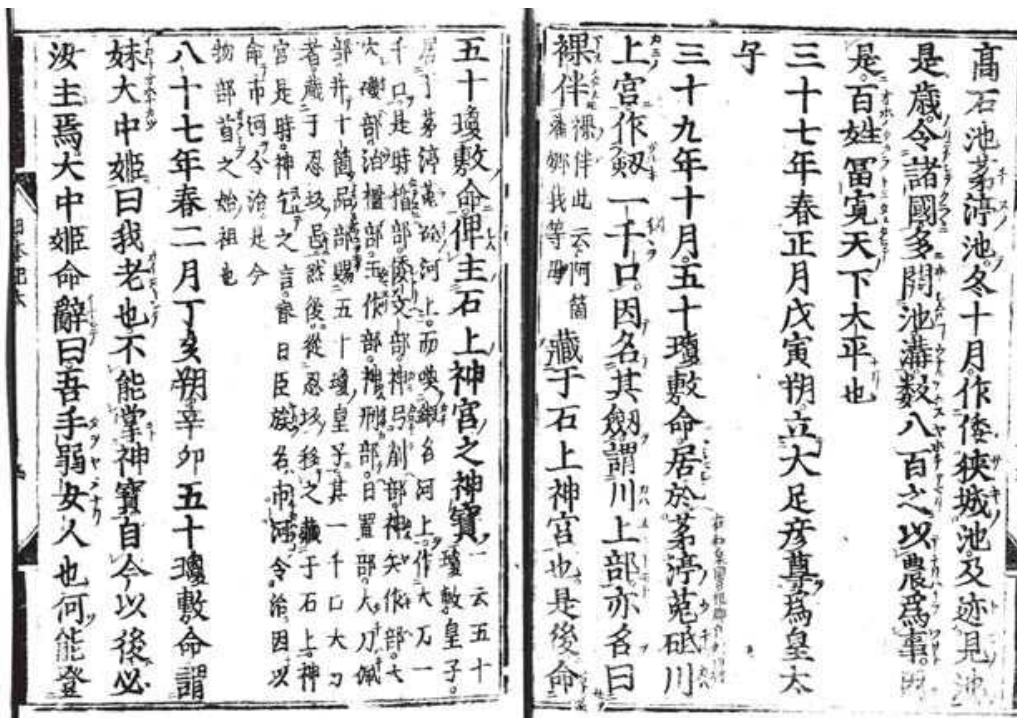
大刀一千口の由来、物部首の祖による石上神宮の奉斎

まず、これら「一云」について、『日本書紀』の写本からその原態を確認しておこう。現存する垂仁紀は、熱田本（十四

世紀書写、熱田神宮蔵）が最古になる。⁽⁵⁾ 熱田本では②・③・④の「一云」は改行するだけで、本書と同じ文字の大きさと書写されている（①は改行もせず、追い込みで書写）。けれどもこれは書写の過程で改編された型式である。

他の『日本書紀』写本をみると、卜部兼永（一四六七—一五三六）が補写した北野本第四類（室町期、北野天満宮）や日本古典文学大系本（岩波書店）の底本に選ばれた兼右本（十六世紀書写、天理大学附属天理図書館）、あるいは流布本の祖となった寛文九年板本のように、細字双行の分註であるのが『日本書紀』本来の型式とみなされる。つまり神代巻でいえば「一書」にあたるような、採録に値すると判断された別系統の資料が垂仁紀の「一云」なのであろう。

つぎに内容から垂仁紀の「一云」を注視すれば、すべてが神社に関わる祭祀伝承であることが見てとれる。すなわち①は比売語曾社の来歴であり、『延喜式』神名上には摂津国東生郡に「比売許曾神社」がみえる。同臨時祭の名神祭では「比売許曾神社一座〔また下照比売と号す〕」と祭神名



垂仁天皇三十九年条の本書と分註（寛文九年板本）

が記されている（『延喜式』には、豊後国のヒメコソ社は見えない）。②は出石神社の来歴であり『延喜式』神名下で但馬国出石郡の「伊豆志坐神社八座」がみえる。やはり同臨時祭の名神祭では「伊豆志神社八座」とあり、名神祭の対象として高く遇される官社であった。③は伊勢の神宮（伊勢国度会郡の「大神宮三座」）、④は石上神宮（大和国山辺郡の「石上坐布都御魂神社」）である。

出石神社の神宝・祭神

崇神・垂仁朝はおよそ四世紀代の初期倭王権の時代に宛てられ、『日本書紀』では神社の起源伝承の集中することが指摘されてきた。「二云」についていうなら垂仁紀では神社や神社を奉斎する氏族の伝承を重視し、本書とは別により詳しい異伝を採録したことになる。実際に②出石神社の来歴で検討してみよう（分註は「」内に表示。以下同）。

1 「日本書紀」垂仁天皇三年春三月

三年春三月、新羅王子天日槍、来帰焉。将来物、羽太玉一箇・足高玉一箇・鵜鹿鹿赤石玉一箇・出石小刀一口・出石梓一枝・日鏡一面・熊神籬一具、并七物、則藏但馬国、為常神物也。

〔二云〕、「初天日槍、乘艇泊于播磨国、在於穴栗邑。時天皇、遣三輪君祖大友主与倭直祖長尾市於播磨上、而問天日槍曰、

『汝也誰人。且何国人也』

天日槍対曰、

『僕新羅国主之子也。然聞日本国有聖皇、則以己国授弟知古而化歸之』

仍貢獻物、葉細珠・足高珠・鸕鹿鹿赤石珠・出石刀子・出石槍・日鏡・熊神籬・胆狹浅大刀、并八物。仍詔天日槍曰、

『播磨国六粟邑・淡路島出浅邑、是二邑、汝任意居之』

時天日槍啓之曰、

『臣將住処、若垂天恩、聽臣情願地者、臣親歷視諸国、則合于臣心欲被給』

乃聽之。於是、天日槍、自菟道河泝之、北入近江国吾名邑而暫住。復更自近江経若狭国、西到

但馬国、則定住処也。是以、近江国鏡谷陶人、則天日槍之從人也。故天日槍、娶但馬国出嶋人、太耳女、

麻多鳥、生但馬諸助也。諸助、生但馬日槍杵。日槍杵、生清彦。清彦、生田道間守之。

本書は新羅王子アメノヒボコの来朝に続けて、もたらされた神宝「七物」を列举し、それが但馬国に蔵められた「常の神物」であるとする。これに対して「一云」ではアメノヒボコが遍歴した播磨・淡路・近江の具体的な地名が語られ、アメノヒボコを迎えた「三輪君の祖大友主」「倭直の祖長尾市」、あるいはアメノヒボコからタヂマモリに至る四代の系譜のように、古代氏族の始祖伝承ともなっている。

ここでアメノヒボコがもたらした神宝が、出石神社の祭神であることを注意しておきたい。だからこそ垂仁紀八十八年条でアメノヒボコの曾孫にあたる清彦が、詔に応じていったん神宝を奉獻する説話は、但馬勢力の服属としての意味をもつ。しかも『延喜式』神名下の伊豆志坐神社は「八座」であるから、垂仁天皇三年本書の「七物」では

なく、「一云」で列挙された「八物」が対応する。奈良時代以降の伊豆志坐神社（出石神社）にとつては、垂仁紀の本書よりも「一云」のほうが、適合的な所伝といえる。『日本書紀』の分註は本書に対する注釈・補足にとどまるものではなく、時に本書に優先することさえありえた。⁽⁶⁾

神宮の鎮座伝承

同じことは③伊勢神宮の鎮座記事からも指摘できる。神宮の鎮座については、崇神天皇六年から続く天照大神・倭大国魂の祭祀伝承であり、本書に対する「一云」のほうが詳細で、なおかつ「穗積臣の遠祖」「中臣連の祖」「大倭直の祖」が登場し、奉斎する氏族の側に力点をおいた記述になっている。

2 「日本書紀」垂仁天皇二十五年三月

三月丁亥朔丙申、離_二天照大神於豊稻入姫命_一、託_二于倭姫命_一。爰倭姫命、求_レ鎮_二坐大神_一之處、而詣_二菟田筱幡_一〔筱、此云_二佐佐_一〕。更還之入_二近江国_一、東廻_二美濃_一、到_二伊勢国_一。時天照大神、誨_二倭姫命_一曰、

「是神風伊勢国、則常世之浪、重浪帰国也。傍国可怜国也。欲_レ居_二是国_一」。

故随_二大神教_一、其祠立_二於伊勢国_一、因興_二斎宮于五十鈴川上_一。是謂_二磯宮_一。則天照大神、始自_レ天降之處也。

〔二云〕天皇以_二倭姫命_一為_二御杖_一、貢_二奉於天照大神_一。是以、倭姫命以_二天照大神_一、鎮_二坐於磯城嚴櫃之本_一而祠之。然後随_二神誨_一、取_二丁巳年冬十月甲子_一、遷_二于伊勢国渡遇宮_一。是時、倭大神、著_二穗積臣遠祖大水口宿杵_一、而誨之曰、

「太初之時、期曰、『天照大神、悉治^三天原^一。皇御孫尊、專治^三葦原中国之八十魂神^一。我親治^三大地官^一』者。言已訖焉。然先皇御間城天皇、雖^レ祭^三祀神祇^一、微細未^レ探^三其源根^一、以粗留^三於枝葉^一。故其天皇短^レ命也。是以、今汝御孫尊、悔^三先皇之不^レ及^一而慎祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣」。

時天皇聞^三是言^一、則仰^三中臣連祖探湯主^一、而卜之。誰人以令^レ祭^三大倭大神^一。即淳名城稚姫命食^レ卜焉。因以命^三淳名城稚姫命^一、定^三神地於穴儀邑^一、祠^三於大市長岡岬^一。然是、淳名城稚姫命、既身体悉瘦弱、以不^レ能^レ祭。是以、命^三大倭直祖長尾市宿祢^一、令^レ祭矣」。

なお現在の神宮では、『日本書紀』の本書にあたる垂仁天皇二十五年（丙辰、紀元前五年に配当）ではなく、分註である「一云」を採り、垂仁天皇二十六年にあたる丁巳年（紀元前四年に配当）を神宮鎮座の年としている。その理由は『日本書紀』の暦日に関する解釈をもとに、神宮の祭日と鎮座の伝承とを総合するためである。根拠となったのは江戸期の暦日研究者・渋川春海の復原暦であった。

春海が著わした『日本長暦』に照らすと、「一云」の「丁巳年冬十月甲子」にあたる垂仁天皇二十六年（紀元前四年）十月朔の干支は丁丑であるから、十月には甲子の日が無い。そこで谷川士清『日本書紀通証』には次のような考証が紹介されている。

丁巳年〔廿六年なり〕冬十月甲子〔冬十月、まさに秋九月に作るべし。渋川氏曰く「長暦を以てこれを推すに、この年、十月に甲子無し。九月十七日は甲子為り。今に至りて内宮の祭日なり」といふ〕

つまり九月十七日であれば神宮の神嘗祭の祭日であるから、「丁巳年冬十月甲子」を九月甲子の誤りと考え、垂仁天皇二十六年の九月十七日を内宮鎮座の日と考証したのであった。この見解が現在の神宮でも継承されている。⁽⁷⁾したがって神宮の鎮座伝承のなかで「一云」が占める意味はひととき大きい。⁽⁸⁾

ここまで言及した垂仁紀の①③の「一云」は、すべて神社の鎮座伝承として共通した性格を有している。逆に言えば、神社を〈伝承の場〉としてまとめられた記事資料とみなすことができるのではないか。⁽⁹⁾畿内の古代氏族や各地で祭祀を担った集団が資料を提供することで成り立つ『日本書紀』は、祝詞や儀注による実践的な祭祀と異なって〈書かれた神話〉としての側面を持つ。⁽¹⁰⁾そのため、かえって異伝を併記し、現に祭祀を担う集団に対して配慮を示すのである。

二、石上神宮の祭祀伝承

石上神宮と神宝の来歴

以上、但馬の出石神社や伊勢の神宮の例を踏まえただけで、大和の石上神宮での神宝奉斎を記した垂仁紀の記事を検討したい。石上神宮に関する記事は、「一云」のある垂仁天皇三十九年十月と同八十七年二月にかけて記されている。

3 『日本書紀』垂仁天皇三十九年・八十七年

三十九年冬十月、五十瓊敷命、居_三於茅渟菟砥川上宮_一、作_三劍一千口_一。因名_三其劍_一、謂_三川上部_一。亦名曰_三裸伴_一。
〔裸伴、此云_三阿箇播娜我等母_一〕。藏_三于石上神宮_一也。是後、命_三五十瓊敷命_一、俾_レ主_三石上神宮之神宝_一。

〔二云〕、「五十瓊敷皇子、居于茅渟菟砥河上、而喚鍛名河上、作大刀一千口。是時楯部・倭文部・神弓削部・神矢作部・大穴磯部・泊檀部・玉作部・神刑部・日置部・大刀佩部、并十箇品部、賜五十瓊敷皇子。其一千口大刀者、藏于忍坂邑。然後、從忍坂移之、藏于石上神宮。是時、神乞之言、『春日臣族、名市河令治』。

因以、命市河令治。是今物部首之始祖也」。

八十七年春二月丁亥朔辛卯、五十瓊敷命、謂妹大中姫曰、

「我老也。不能掌神宝。自今以後、必汝主焉」

大中姫命辞曰、

「吾手弱女人也。登何能天神庫耶」〔神庫、此云保玖羅〕

五十瓊敷命曰、

「神庫雖高、我能為神庫造梯。豈煩登庫乎」。

故、諺曰、「天之神庫隨樹梯之」、此其縁也。然遂大中姫命、授物部十千根大連而令治。故、物部連等、至于今治石上神宝、是其縁也。

昔、丹波国桑田村有_レ人、名曰甕襲。則甕襲家有_レ犬、名曰足往。是犬、昨山獸、名牟士那而殺之。則獸腹有_レ八尺瓊勾玉。因以獻之。是玉、今有_レ石上神宮也。

本書では垂仁天皇三十九年十月に垂仁天皇皇子イニシキによる剣一千口の製作と石上神宮への収蔵・神宝の管掌が

記されている。やはり「一云」は本書よりも詳細で、鍛冶による大刀一千口の製作とともに、武器の製作に関係する工人集団（品部）がイニシキに与えられたこと、大刀はまず「忍坂邑」に蔵められ、次いで石上神宮に蔵められたと伝える。そして最後は神意（神、乞^こして言^{のたま}はく）により春日臣の族である市河が管掌することになって、彼は物部首の始祖であると注記されるのである。

これに続く垂仁天皇八十七年二月は石上神宮の祭祀・神宝をめぐる記事であり、イニシキからオホナカツヒメに神宝の管掌が委ねられ、さらには物部連に委ねられた由縁が述べられている。垂仁天皇三十九年十月条の本書をうけた内容である。そして最後には丹波国桑田村から献じられた勾玉の由来に触れられている。

一連の所伝で特に注意されるのは、『日本書紀』が編纂された奈良時代の現在（今）を強調する付記である。神庫をめぐることわざ「天^{（神）}の神庫^{ほくら}も樹梯^{はしたて}のまにまに」を引用して、物部連が「今に至るまで石上の神宝を治むる」のは「其の縁^{えん}なり」といい、丹波国桑田村の人であるミカソが献じた勾玉は、「今、石上神宮に有り」と記される。垂仁紀の記事には具体的な地名（茅渟の菟砥川上宮、忍坂邑）や氏族名（物部首・物部連）が登場し、石上神宮を奉斎していた奈良時代の人びとにとって重要な起源伝承であることは明らかである。

さて石上神宮は、『延喜式』金剛寺本、同九条家本などで「石上坐布都御魂神社」と記される。「石上」は地名、フツノミタマは祭神をあらわす。『古事記』では神武天皇東征伝承のなかで、熊野の高倉下が献じた横刀について「この刀の名は、佐士布都の神といひ、亦の名は甕布都の神といひ、亦の名は布都の御魂。この刀は石上の神の宮に坐すぞ」との分註があり、刀剣が石上神宮の祭神であることを明示している。

石上神宮の祭祀とは、平林章仁氏が明確に論じるようにフツノミタマをはじめとする神庫に収蔵された器械・神宝

を祭ることである。当初、イニシキやオホナカツヒメなどの王族が管掌していたとの伝承から、その祭祀は倭王権が主体となるもので、その後に物部連あるいは物部首といった氏族が祭祀を委ねられたと理解できる。⁽¹²⁾

そしてマジカルな力を有する器械・神宝は、すなわち神であるとの觀念が存在した。⁽¹³⁾ 石上神宮の場合は靈劍の名が社名とされていることで明瞭であり、『日本書紀』から別に例を引けば、草薙劍を祀る熱田社が顕著である。

神代上でスサノヲが八岐大蛇の尾から得た草薙劍は、神宝であるとともに、祭神でもあった。神代上（第8段一書第二）では、「……是を草薙劍と号く。此は今、尾張国の吾湯市村に在す。即ち熱田の祝部が掌りまつる神、是れなり」と明記されているからである。神宝とそれを祀る集団（祝部）・地域（熱田）が具体的に示され、祭祀伝承の典型といつてよい。神秘的でマジカルな力をもつ劍そのものが即ち神とみなされたことがうかがえる。

石上神宮の伝承においても、イニシキが茅渟の菟砥川上において鍛えた劍一千口に名付けて「川上部」もしくは「裸伴」と呼称したとの記事は、劍というモノにトモ（集団）をあらわす名称が与えられている点で、一見奇異に映るかもしれない。「二云」のように「鍛、名は河上」^{かぬち}（劍を鍛造した工人集団の名が「河上」としたほうが合理的であろう。しかし劍の靈異を尊んで単なるモノとみなさない点にこそ、石上神宮の神宝たるゆえんがあると考えべきだろう。同じ垂仁紀でいえば、アメノヒボコがもたらした「神物」は、神宝であり、祭神でもあった。

布留遺跡の位置づけ

では劍（大刀）が蔵められた石上神宮は、どのような成り立ちをしたのであろうか。

周辺の地理的・考古的環境に目を注ぐと、石上神宮は布留川左岸の中位段丘に位置し、「布留の高庭」の呼称がふ

さわしい。そして布留川が開析する扇状地には旧石器時代から続く布留遺跡が展開する。石上神宮をめぐるのは、やはりこの布留遺跡との関係が考慮される。⁽¹⁴⁾

布留遺跡のうち、布留川南岸の杣之内（樋之下・ドウドウ）地区では、五世紀と考えられる大型の掘立柱建物址や大溝が検出され、『日本書紀』履中天皇四年十月条の「石上溝を掘る」との関連が推測されてきた。大溝の堆積層は最下層で五世紀後半とされる。⁽¹⁵⁾ 溝に近接して密集する建物址が検出され、遺構はガラス製品や白玉、鍛冶に関する工房とされている。

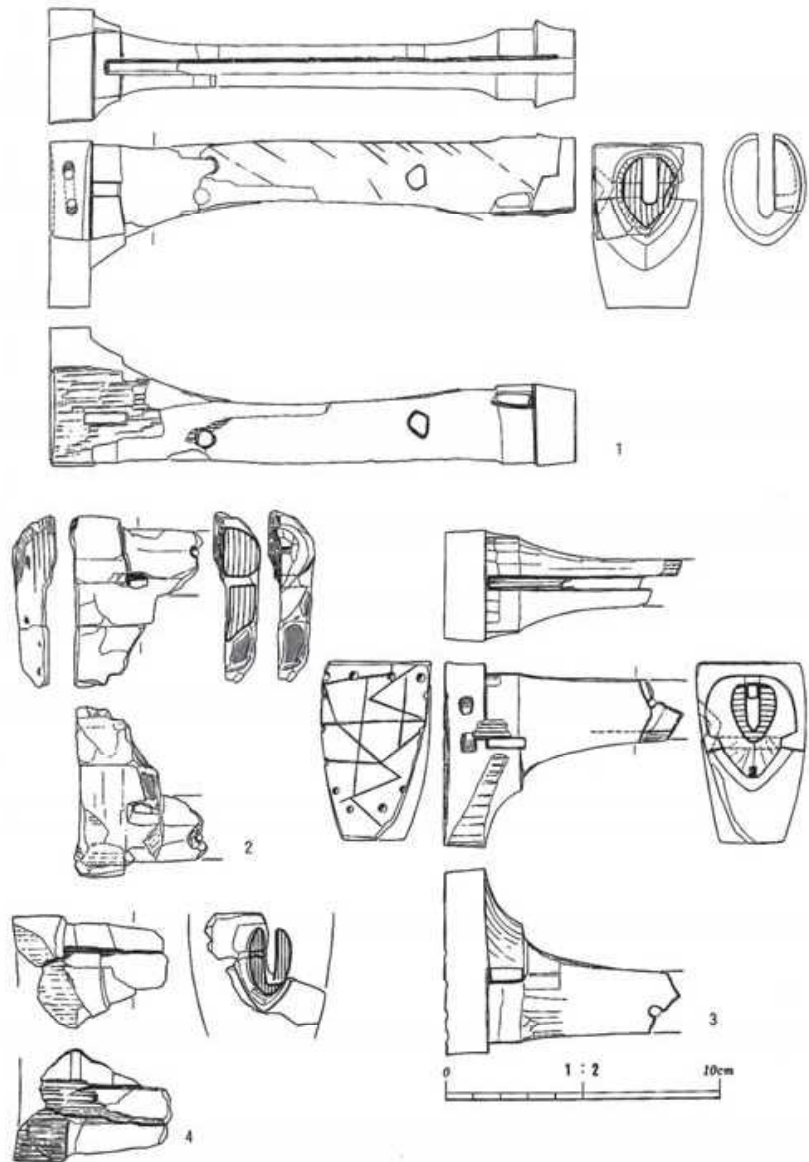
一方で布留川北岸の三島（里中）地区では、布留川から分流した流路より柄や鞘にあたる木製の刀剣装具が数多く出土した。⁽¹⁶⁾ 布留遺跡では倭系の大刀が製作されていたのである。大刀の製作には刀身はもとより、木工・金工・漆工など種類を異にした多くの工人が必要であり、垂仁紀三十九年「一云」にある「十箇品部」などは、そのことを彷彿とさせる。かかる工人を集約できたのは、この遺跡が倭王権の工房であるが故であろう。布留遺跡について物部氏との関係が強調されることがあるが、これを一氏族集団の生産遺跡とみなすことはできないのではなからうか。

以上、蓄積された発掘調査成果を参照すると、布留遺跡では古墳時代中期以降（五世紀）になって大型建物址や工房、祭祀遺構が展開したことが読み取れる。このような所見もあつてか、和田萃氏は石上神宮の創祀について五世紀代との年代で理解し、布留川の祭祀を古層として、後に物部氏（物部連）が祭祀に関わることでフツノミタマを祭神とするよう変遷したと考えている。⁽¹⁷⁾

たしかに剣（大刀）一千口の製作地（茅渟の菟砥）や最初の収蔵地（忍坂）については、五世紀の倭王権のなかで注目される地域だろう。墳長が一五〇メートルを越す前方後円墳が築造された泉南や允恭天皇の皇后・忍坂大中姫の

名代とされる刑部の設置からみて、茅渟や忍坂と倭王権との関係は五世紀に深まるとみられる。それに布留遺跡の状況をあわせて考えれば、石上神宮の創祀を五世紀に引き下げる説は一見妥当であるかにみえる。

しかしながら石上神宮禁足地出土品の硬玉勾玉・碧玉管玉・琴柱型石製品は古墳時代前期（四世紀後半）の遺物で



布留遺跡三島(里中)地区出土の木製刀装具(註16報告書より)

あり、布留遺跡の年代観よりもさかのぼる。明治七年の発掘調査記録と出土遺物を検討した置田雅昭氏は、禁足地の成立について古墳時代中期前半のある段階との所見を示している⁽¹⁸⁾。

石上神宮禁足地出土の祭祀遺物と同じ時期の祭祀遺跡としては、宗像・沖ノ島が知られ、巨岩を磐座としてその上面に祭場を設けた最も古い段階の祭祀遺物には、四世紀後半の年代観が与えられている。この時期に沖ノ島の祭祀がはじまる背景には、百済などの朝鮮半島と倭王権との対外交渉・交流の深まりがあり、王権が主体となって「海の北の道の中」(神代上・第6段の一書第三)に位置する沖ノ島への奉獻が行なわれた⁽¹⁹⁾。

同じく石上においても、まず段丘面に位置する石上神宮の地で四世紀後半に祭祀が始められ、その後布留川の扇状地・氾濫原での祭祀や工房が展開するのではないか。垂仁紀での石上神宮の祭祀伝承は、そこにすでに祭祀施設(神庫)があることを前提とし、剣(大刀)の収蔵と管掌者が語られている。もちろん祭祀の主体となるのは倭王権そのもので、百済から贈られた七支刀を伝世することがひとつの証となる。石上神宮の創祀を四世紀とみると、王権が主体となって器械・神宝を奉斎し、後に現地の集団(後世の物部連あるいは物部首)に祭祀を委ねたとの伝承は、沖ノ島の場合(王権が主体となり、祭祀は現地の宗像氏もしくは水沼氏に委ねる)とよく合致するのである。

石上神宮の立地要素

考古学の立場から祭祀の場を検証した笹生衛氏は、五世紀の祭祀遺跡の条件について水辺・交通路・集落の三類型に整理している⁽²⁰⁾。笹生氏にならって布留遺跡をふくめた石上神宮とその周辺環境についての立地や性格を整理すると、次のような要素にまとめることができる。

王権の武器庫……………『日本書紀』をはじめとした史書の記述

水の祭祀、山の祭祀……………布留遺跡の発掘調査成果

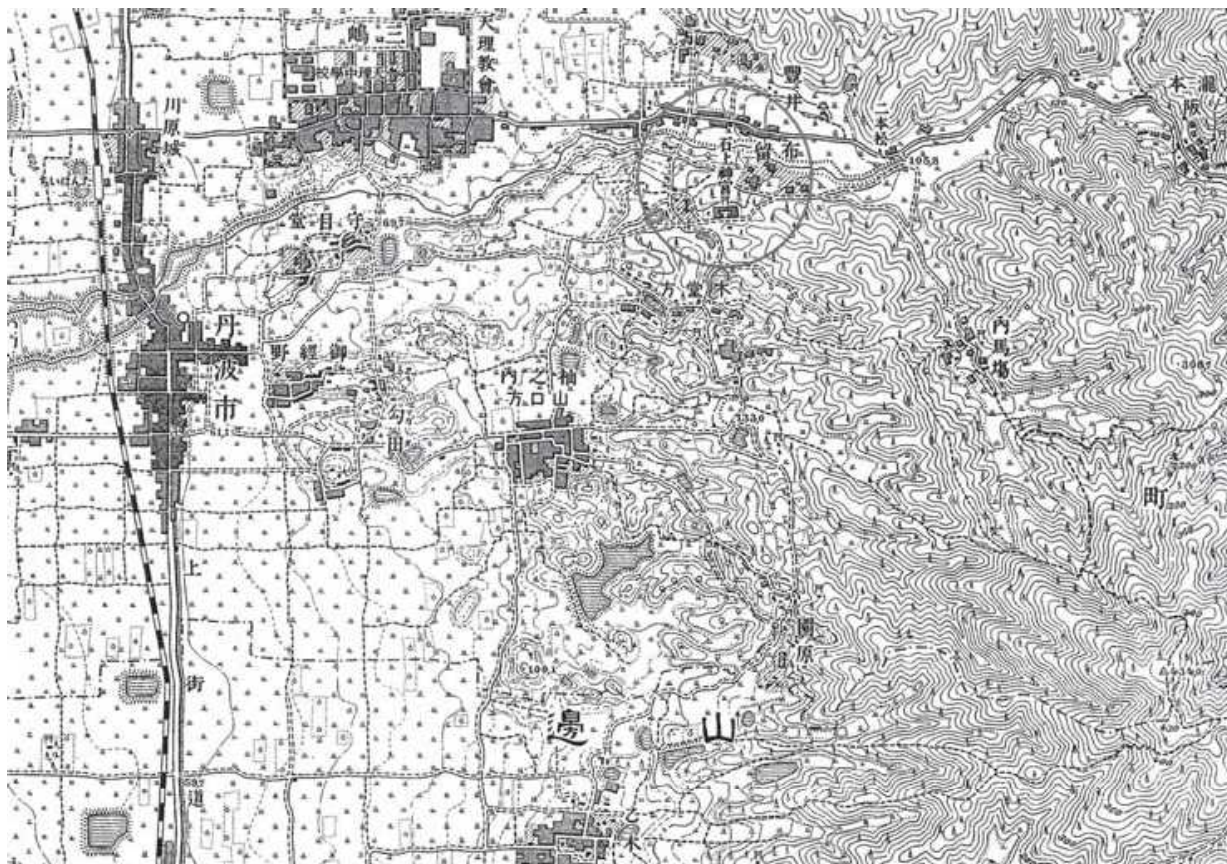
交通路……………「石上衢」、都祁への道の入口

石上神宮が神宝である武器を納めた神庫であること、布留遺跡のなかには布留川に対する水辺の祭祀遺構があることは既に触れた。山の祭祀については、石上神宮が東の山を仰ぎみる位置にあり、近い例では御蓋山と春日社、三輪山と大神社の関係を示唆する意見がある⁽²¹⁾。

最後に残る交通路については、石上がチマタであり、奈良盆地の東縁を南北に走る山辺の道と、龍田道から斑鳩を通り奈良盆地を横断する東西路（北の横大路）が交差・分岐する地点であることが重要である。

延暦八年（七八九）に薨じた高倉福信は、若き日に伯父にしたがって平城京に上り、晩頭には「石上衢」に往き相撲をとっていたとの挿話が伝わる（『続日本紀』延暦八年十月乙酉条）。奈良時代の石上は往来の盛んなチマタであり、大和国山辺郡の式内社に「石上市神社」があることから、チマタには市が立ったことが推測される。そして石上の市は、市辺押磐皇子の名から、五世紀代にさかのぼる可能性が高い。

後代、業平道と呼ばれた東西路は、いのちのもと標本のあたりから奈良の東部山間地域（東山中）へ至る経路に接続していた。明治期の地図では、石上から布留川に沿って福住ふくずみまでさかのぼる経路も確認できる。令制の大和国山辺郡は都祁と石上を一带の領域とし、同郡の式内社には都祁水分神社・都祁山口神社がある。水系と交通路を介し、奈良盆地（国中）から都祁（東山中）をひとつの郡に編成したのである。



石上神宮の立地（二万分の一地形図「丹波市」1910年）

奈良盆地から都祁への経路は平城遷都後に整備され、「大倭国の都祁の山道を開く」（『続日本紀』靈龜元年六月庚申条）とある。その先は伊賀国名張郡に入り、伊勢斎王が帰京の際に通った「^(斎)齊宮上路」（東大寺文書の天平勝宝七歳十二月二十八日付け孝謙天皇勅施入案）に続く。

石上が都祁、さらには伊賀を経て東国への起点であったことは、石上神宮の鎮座を考える際に大きな示唆を与えるであろう。石上神宮は朝廷の武器庫などと説明されることが多いけれども、ひとり岡田精司氏が「遠征軍の武器庫」と位置づけたことは、四世紀の時代背景のなかで倭王権の東国への拡大、石上神宮の鎮座をあわせて位置づける視点を提示する。⁽²²⁾

このように武器庫・祭祀・交通拠点といった複数の要素のうえにもう一点、石上には倭王権の政治センターとなる宮（王宮）が置かれ、特

定の王統で伝領されていたことが加わる。倭王権の宮については古市晃氏の検討が詳細で、石上宮についても言及がある。⁽²³⁾ 同氏の研究を参照して整理すると、安康天皇が「都を石上に遷す。是を穴穗宮と謂ふ」(紀)・「石上之穴穗宮に坐しまして天下を治めたまふ」(記)、仁賢天皇が「石上広高宮に天皇の位に即きたまふ」(紀)・「石上広高宮に坐しまして天下を治めたまふ」(記)と、二代の大王が宮としたことが伝えられている。さらに有力王族として磐坂市辺押羽皇子(市辺押磐皇子)が石上に拠点を置いていた。

顕宗紀では、億計(仁賢)・弘計(顕宗)の兄弟が縮見屯倉の首の新室寿で舞を強いられ、自分たちが市辺押磐皇子の子であることを歌で明かすくだりがある(紀歌謡83)。

4 「日本書紀」 顕宗天皇即位前紀

天皇誥之曰、「石上振之神櫛〔櫛、此云^二須擬^一〕、伐^レ本截^レ末〔伐本截末、此云^二謨登岐利須衛^一於茲波羅比^二〕、於市辺宮治天下天萬国萬押磐尊御裔、僕は是也」。

(天皇誥びて曰く、「石上振の神櫛〔櫛、此をば須擬と云ふ〕、本伐り 末截ひ〔伐本截末、此をば謨登岐利、須衛於茲波羅比と云ふ〕、市辺宮に天下治しし天萬国萬押磐尊の御裔、僕らま」とのたまふ)

歌謡のなかであるため、莊重な讃えごととして億計・弘計の父である市辺押磐皇子の名が語られている。⁽²⁴⁾ 振(布留)の神櫛は石上を導く語であるから、伝承のなかで押磐皇子が石上宮を伝領したとされていることは確かである。紀歌謡83は『古事記』『播磨国風土記』に並行記事があり、押磐皇子は「市辺之 押齒王」(紀歌謡104)・「山投坐^{やまとしにまし} 市辺

之天皇」(美囊郡)と表記されている。⁽²⁵⁾

「市辺宮」とは石上の市を指すのであろう。倭王権の拠点の一つであった石上宮は、市辺押磐皇子・仁賢天皇と父子で居したことになる。仁賢紀には石上部舎人が設置されたとあり(仁賢天皇三年二月)、宮の名を負う部民(宮号舎人)である。

このように考えるならば、さらにさかのぼって市辺押磐皇子の父・履中天皇が住吉仲皇子から襲撃されたときに、河内から「龍田山」を越え、「石上振神宮」に逃れた記事が注目される(『日本書紀』履中天皇即位前紀)。ここはもちろん祭祀施設である石上神宮へ逃れたのであり、神宮のアジールとしての性格が議論されてきたが、なぜ石上であったかを解釈すれば、履中が石上に拠点を有していたこと、それが石上宮として市辺押磐皇子・仁賢の系統に伝えられたとの推測が成り立つ。

ちなみに石上神宮に奉安された刀剣の由縁で、「一云」に登場する「忍坂邑」(押坂・忍坂)に関しても、東国への交通路の起点であること、倭王権の拠点である宮の伝承地であることは石上と共通する。そして忍坂のほうは允恭天皇の皇后が忍坂大中姫であるように、允恭天皇の系統と関係の深い倭王権の拠点なのである。

むすびにかえて

小篇では『日本書紀』の人皇紀のなかから、異伝「一云」に特色のある垂仁紀を対象に、石上神宮の祭祀伝承に焦点をしばって述べてきた。垂仁紀には倭王権が主体となって王族、のちには氏族集団が石上神宮の祭祀を管掌してきたことが記されていた。『日本書紀』がまとめあげられた編纂現在を強く意識し、諺や奉斎氏族の名が記されている

のは、それが八世紀の歴史において必要とされたからに他ならない。

加えて祭祀伝承の記事から石上神宮の創祀についても考察を及ぼした。神社の立地や布留遺跡との関係など推測に頼らざるを得ない考証が多く、稿者としては、文献史料から言及できるのはこの四世紀が限界との感触を抱いている。初期倭王権に関する考察までとうてい及ばなかったことを憾むばかりであるが、石上神宮の創祀については、通説より幾分か古くみる見解を提示してみた。ご批正を乞うばかりである。

註

(1) 石上神宮編『石上神宮宝物誌』(石上神宮、一九二九年)、一九八〇年復刻。奈良国立博物館『特別陳列大和の神々と美術 七支刀と石上神宮の神宝』(奈良国立博物館、二〇〇四年)

(2) 宮地直一「上代史上に於ける石上神宮」『神道論攷』(古今書院、一九四二年)、一九一九年初出「古代に於ける武器の貯蔵と石上神宮」を増補。横田健二「物部氏祖先伝承の一考察―五十敷瓊皇子の物語考―」『日本古代神話と氏族伝承』(塙書房、一九八二年)、一九七五年初出。松前建「石上神宮の祭神とその奉斎氏族」(一九八五年初出)、同「石上神宮の祭神とその祭祀伝承の変遷」一九八五年初出(ともに『松前健著作集3 神社とその伝承』(おうふう、一九九七年)に収録。笹川尚紀「石上神宮をめぐる諸問題」『日本書紀成立史攷』(塙書房、二〇一六年)など。

(3) 塚口義信『ヤマト王権の謎をとく』(学生社、一九九三年)。荊木美行『『日本書紀』の陵墓伝承―垂仁天皇の被葬地伝承をめぐる―』『『日本書紀』とその時代』(燃焼社、一九九四年)。若井敏明『邪馬台国の滅亡 大和王権の征服戦争』(吉川弘文館、二〇一〇年)。告井幸男「大王・天皇とその一族」広瀬和雄ほか編『講座畿内の古代学1 畿内制』(雄山閣、二〇一八年)

- (4) 原田敏明「日本神話の特徴 その性格と世界観」、原田敏明編『古事記と日本書紀との比較』(大和書房、一九七八年)、一九七七年初出
- (5) 熱田神宮編『熱田日本書紀』二(八木書店、二〇一七年)
- (6) 西條勉「注釈／本文」、『日本文学』四七、一九九八年五月。遠藤慶太「『日本書紀』の分註―伝承の複数性から―」『日本書紀の形成と諸資料』(塙書房、二〇一五年)、二〇〇九年初出
- (7) 阪本廣太郎『神宮祭祀概説』(神宮司庁教導部、一九六五年)。「今日、神宮司庁では書紀の一書の伝をとり、丁巳の年即ち垂仁天皇の廿六年を以て鎮座の年として居ます。而して冬十月甲子とあるのを、渋川春海の日本長暦の説に従って、この歳の十月には甲子がなく、九月十七日が甲子に当る処から、十月を九月の誤として、垂仁の廿六年九月十七日を以て神宮鎮座の日と認めて居るのであります」(同書一四頁)。林淳『渋川春海 失われた暦を求めて』(山川出版社、二〇一八年)も参照。
- (8) 歴史学での『日本書紀』の神宮鎮座伝承についての評価・検証は、早川万年「『伊勢神宮』への視点」、上原真人ほか編『列島の古代史1 ひと・もの・こと』1 古代史の舞台(岩波書店、二〇〇六年)、榎村寛之「『記紀神話・伝承』における素材・文学性・政治性」、河内春人ほか編『日本書紀の誕生―編纂と受容の歴史―』(八木書店、二〇一八年)参照。
- (9) 聖書文献学では、〈伝承の場〉にもとづいて形成された所伝を聖所原因譚(Äthiologie／エティオリギー)と呼ぶ。左近淑『旧約聖書緒論講義』(教文館、一九九八年)。
- (10) 佐々田悠「『記紀神話と王権の祭祀』、大津透ほか編『岩波講座日本歴史』第二卷 古代2 (岩波書店、二〇一四年)
- (11) 井手至「垂仁紀「はしたて」の諺と石上神庫説話―枕詞「はしたての」と「はしたて」の習俗をめぐって―」『遊文録』説話民俗篇(和泉書院、二〇〇四年)、一九六〇・六一年初出。平林章仁『橋と遊びの文化史』(白水社、一九九四年)。松下洋子『『日本書紀』垂仁天皇条の諺「天之神庫随「樹梯」之」考』、毛利正守監修『上代学論叢』(和泉書院、二〇一九年)
- (12) 平林章仁「蘇我氏と石上神宮の祭祀」『龍谷史壇』一四四、二〇一八年三月。石上神宮は時代の変遷とともに王権の神宮から地域社会の神社へと変貌したと展望する平林氏の論は説得的である。『先代旧事本紀』天孫本紀で崇神朝に「布都大神社」が「石上邑」に遷し建てられ、「以て国家の爲め、また氏神の爲めの崇祠、鎮めと為す」とあるのも、『先代旧事本紀』が成立した平安期の認識と理解できる。

- (13) 三品彰英「フツノミタマ考―刀剣文化の伝来と日鮮建国神話の研究―」『三品彰英論文集2 建国神話の諸問題』(平凡社、一九七一年)、一九三二年初出。中村啓信「フツの神とフツヌシの神」『古事記の本性』(おうふう、二〇〇〇年)、一九九七年初出
- (14) 古代を考える会編『天理市布留遺跡の検討』(古代を考える会、一九八三年)。山内紀嗣「古墳時代の布留遺跡」、奈良女子大学古代学術研究センター『奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集』一九(ヤマトの開発史2)、二〇〇八年七月。天理大学附属天理参考館編『布留遺跡展―物部氏の拠点集落を掘る―』(天理ギャラリー、二〇一三年)。村下博美「古墳出現期における布留遺跡の動向」『郵政考古紀要』六〇、二〇一四年八月。
- (15) 埋蔵文化財天理教調査団『奈良県天理市布留遺跡柚之内(樋之下・ドウドウ)地区発掘調査報告書』遺構編(二〇一〇年)
- (16) 埋蔵文化財天理教調査団『奈良県天理市布留遺跡三島(里中)地区発掘調査報告書』(一九九五年)
- (17) 和田萃「三輪山と石上山―祭祀の源流―」『大神と石上 神体山と禁足地』(筑摩書房、一九八八年)
- (18) 置田雅昭「禁足地の成立」、和田萃編『大神と石上 神体山と禁足地』(筑摩書房、一九八八年)
- (19) 『宗像沖ノ島』(宗像神社復興期成会、一九七九年)。白石太一郎「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」『宗像・沖ノ島と関連遺跡群』研究報告Ⅰ、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議、二〇一一年
- (20) 笹生衛『神と死者の考古学 古代のまつりと信仰』(吉川弘文館、二〇一六年)
- (21) 岡田精司氏の発言。前掲注13『天理市布留遺跡の検討』。松尾充晶氏は大家八反田遺跡(島根県大田市)の分析を通して、灌漑水利の場とカムナビ型の山の要素に注目する。松尾充晶「古墳時代の水利と祭祀」『古代文化研究』二三、二〇一五年三月
- (22) 岡田精司「王権の軍神―石上神宮―」、「神社の古代史」(大阪書籍、一九八五年)。垂仁紀の神宮鎮座についても、天照大神が倭姫命に誨えたなかで、伊勢国を「傍国かたぐにの可怜国なり」と述べたくだりがある。畿内からみて伊勢が「傍国」(片寄った、辺境の、畿内から遠い)であった時点での呼称であろう。皇太神宮(内宮)の鎮座については、荊木美行「内宮鎮座の時期をめぐる覚書」『皇學館大学紀要』三七、一九九八年一二月を参照。
- (23) 古市晃「五・六世紀における王宮の存在形態―王名と叛逆伝承―」、『国家形成期の王宮と地域社会』(塙書房、二〇一九年)、二〇一一年初出

(24) 居駒永幸「弘計王の室寿」『日本書紀【歌】全注釈』（笠間書院、二〇〇八年）

(25) 田中卓「顕宗天皇の即位をめぐる所伝の形成」『田中卓著作集10 古典籍と史料』（国書刊行会、一九九三年）、一九六〇年初出。古市氏前掲23論文。古市氏は押磐皇子が一時的にせよ倭王として即位し、石上宮が倭王宮として機能したと推測する。

※小篇は平成二十九年十一月十九日に國學院大學で開催された皇學館大學連携古事記学研究会での報告をもとに成稿した。報告の機会を与えてくださり、さまざまにご示教くださった笹生衛・谷口雅博・渡邊卓各先生に心から感謝申しあげます。